



平成26年2月6日

各位

会社名 株式会社安川電機  
代表者名 代表取締役会長兼社長 津田 純嗣  
(コード:6506、東証第1部 福証)  
問合せ先 東京管理部長兼広報・IRグループ長 林田 歩  
(TEL.03-5402-4564)

### 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年2月6日開催の取締役会において、以下のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資環境の整備による当社株式の流動性の向上及び投資機会の拡大を目的として、また、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において普通株式の売買単위를 100 株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数を変更することいたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 26 年 3 月 21 日

(参考)平成 26 年 3 月 21 日をもって、東京証券取引所及び福岡証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、つぎのとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
《新 設》	附 則 <u>第1条 第8条の変更は、平成26年3月21日をもってその効力を生じるものとする。</u> <u>本附則は第8条の変更の効力発生後、これを削除する。</u>

以上